

# 補足資料について

公告日 令和8年7月3日

案件名 姫路市立小学校等給食室空調整備事業

○要求水準書の第4. 設計業務に関する要求水準について、一部に不明瞭な点がありましたので、下記のとおり補足させていただきます。

## (補足事項)

要求水準書内、第4. 設計業務に関する要求水準 3実施体制 (1) ウに示す設計主任技術者について、再委託をする場合にあつては、グループ構成員以外の者についても可とする。ただし、再委託を行う場合は、再委託申出書を市に提出の上、市の承諾をもって再委託を認めるものとする。

なお、イに示す設計管理技術者はグループ構成員の自社社員とする。

## (参考事項 (要求水準書一部抜粋))

### 第4. 設計業務に関する要求水準

#### 3 実施体制

(1) 設計業務を行う業者全体で、下記の要件を満たすこと。

- ア 設計業務を総合的に管理する設計管理技術者及び設計主任技術者の「選任届」を市に提出すること。
- イ 設計管理技術者は、本事業の目的・趣旨・内容を十分理解し、次の要件を満たす者とする。
  - (ア) 一級建築士、建築設備士又は設備設計一級建築士の資格を有する者
  - (イ) 現場で生じる課題や市の要望に対し、適切な判断が可能な者
- ウ 設計主任技術者は、本事業の目的・趣旨・内容を十分理解できる者とする。また、機械設備、電気設備の各1名選任し、機械設備、電気設備の兼任は不可とする。